御注意

３２１

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先では、ⅭⅮ.特別徴収の継続」欄の事柄を記入し、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。

一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、一宮町役場税務住民課へ速やかに提出してください。

※処理事項	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度

平成　　年　　月　　日

(宛先)

一宮町長

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	郵便番号
フリガナ	
名称	
代表者の職氏名印	印

特別徴収義務者指定番号		個人番号

連絡者の部署及び氏名並びにその電話番号

部署	
氏名	
電話	

「指定番号」・「個人番号」の欄には通知書に指定された番号を必ず記入してください。

給与所得者		(ア)特別徴収税額(年税額)	徴収済月	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)	異動 年月日	異動の事由	1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払額(支払予定額)
フリガナ		円	月分から	円	円	年	1 退職(普・障) 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 会社解散 7 住所誤報 8 特別徴収不可	円	円
氏名	(旧姓)							控除社会保険料額	勤続年数
生年月日	大・昭 平 年 月 日		月分まで			月		円	年
1月1日現在の住所						日			
現住所									

※「8 特別徴収不可」に該当する場合は、次のいずれかの符号を○印で囲んでください。

普b	複数の事業者から給与の支払があり、他に主たる給与の支払を受けている。
普c	給与が少額で、税額の徴収ができない可能性がある。
普d	給与が支給されない月があり、税額の徴収ができない可能性がある。
普e	個人事業の事業専従者で、専従者給与を受けている。

◎異動後の未徴収税額（ウ）の徴収方法をABCから選択し、該当記号を○印で囲んでください。

※ 記入がない場合は、「B. 普通徴収」とさせていただきます。

A. 一括徴収

(ウ)の額を退職時等に、給与等から徴収します。

一括徴収した税額は、

□ 月分で納入します。

(　　月　　日納期限)

一括徴収の理由

1 平成　　年12月31日以前に異動があり、一括徴収の申出があったため(　　月　　日申出)

2 平成　　年1月1日以後に異動があり、特別徴収継続の希望がないため

徴収予定	給与、退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額 支払予定日ごとの徴収予定額	一括徴収予定額 合計(上記(ウ)と同額)	異動者印
		円	円	
		円		

B. 普通徴収

(ウ)の額を本人が納付書で支払います。

※ 一宮町から、後日、本人宛に未徴収税額の納税通知書を送付します。

死亡退職の場合で相続人の代表者又は海外出国の場合で納税管理人となる方の連絡先が分かるときは、その方の「住所、氏名、続柄、電話番号」を記載してください。

住所	
氏名	(続柄　)
電話	

備考	

C. 特別徴収の継続

(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します。

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	郵便番号	
フリガナ		
名称		
代表者の職氏名印		印
連絡者の部署及び氏名並びにその電話番号	部署	
	氏名	
	電話	

月割額　　円を　　月分(　　月　　日納期限)から納入する。

特別徴収義務者指定番号	※町記入欄			入力者	検収者
		月分			
新規の場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。		月分以降			
納入書　要　不要		計			
		月　日電話連絡済			
		(　月　日通知了承済)			